

WTOでの金融サービス交渉の結果の分析と 韓国における金融サービス市場の開放

金 容 徳
〔翻訳〕大野 正和

前書き

- I. 序
- II. 背景
- III. 金融サービスにおけるGATSの合意
 1. 国際サービス供給
 2. 最恵国（MFN）待遇
 3. 国内待遇
 4. 透明性と規制（客観的で合理的）
 5. GATSの定める金融サービス
- IV. 1997年の金融サービス交渉の主な結果
- V. 韓国の新確約における主な改善
 1. すべての金融セクター
 2. 銀行業と他の金融サービス
 3. 証券
 4. 保険
- VI. 結論

キーワード：金融サービス、新自由化、
WTO、GATS、MFN、多国間
紛争処理システム

前書き

1999年9月15日に、中国・瀋陽市の遼寧大学において、遼寧大学と大阪経済法科大学の共催で国際学術シンポジウム「経済のグローバル化と都市の産業構造の調整」が開催された。参加者は日本、中国はもとより、韓国、アメリカ、とりわけ本学の協定校から多数の参加をみ、成功裡に幕がとじられた。その詳細は遼寧大学か

ら報告集が刊行される予定だが、報告集は英文と中国文に限られ、折角の報告が日本語では目にはできない為に、本紀要で特集を組むことを考えた。しかし、その全てを掲載するには紙数が限られており、そのうちの一つである本論文を英語から翻訳して掲載するに至った。掲載を快諾いただいた金先生、翻訳の労を厭わずにお引き受け下さった大野先生にこの場を借りて感謝する次第である。尚、このシンポジウムについては、当研究所発行の「アジア・フォーラム」20号にてその概略が報告されている。参照をお願いします。（編集委員会）

I. 序

金融サービスに関する世界貿易機関（WTO）の合意は、世界経済にとって重要な関心事である。というのは、その合意は、金融部門の改革を強め、世界的規模での投資と資本移動を刺激し、金融サービス取引の国際的な制度の枠組みをつくり出す可能性をもっているからである。多国間貿易交渉に参加したWTOの加盟国は、金融サービスにおいて、いくつかの特別な市場アクセスの確約を交わした。

事実、金融サービス部門は近年急速に拡大してきた。表1は多くの国にとっての金融サービス部門の重要な役割を示している。GDPに占

表1：金融サービスにおける付加価値
(GDPに占めるパーセント)

国	1970	1980	1985	1990	1995
先進国：					
カナダ	2.2	1.8	2.0	2.8	2.5
フランス	3.5	4.4	4.8	4.4	4.6
ドイツ ¹⁾	3.2	4.5	5.5	4.8	5.8
日本 ²⁾	4.3	4.5	5.5	4.8	5.8
スイス ³⁾	—	—	10.4	10.3	13.3
アメリカ ³⁾	4.0	4.8	5.5	6.1	7.3
途上国：					
コロンビア ⁴⁾	—	—	—	2.9	2.9
ガーナ ⁵⁾	5.5	—	8.7	9.2	—
香港	—	6.9	6.1	6.6	9.4
モーリシャス ⁶⁾	—	—	—	4.4	5.2
シンガポール ⁷⁾	—	5.0	—	—	12.0
スリランカ ⁸⁾	—	—	—	4.6	7.8
タイ ⁹⁾	—	—	—	4.6	7.8

- 1) 1990年までの数字は旧西ドイツのもの。
- 2) 1995年のかわりに1994年。
- 3) 1995年のかわりに1993年。
- 4) 1990年のかわりに1992年。1995年のかわりに1994年。
- 5) 1970年のかわりに1971年。1985年のかわりに1983年。商業を含む
- 6) それぞれ1987年と1993年。商業を含む
- 7) 1980年のかわりに1978年。
- 8) 1995年のかわりに1994年。不動産業を含む。
- 9) 保険サービスを除く。

資料：Kono, Low, Luanga, Mattoo, Oshikawa and Schuknecht, "Opening Markets in Financial Services and the Role of the GATS", WTO, 1997, p. 8.

める金融サービス部門の付加価値は、過去25年以上にわたり大幅に増大してきた。1990年代半ばまでに、アメリカとスイスは、それぞれ7.3%と13.3%の付加価値を報告している一方、途上国の間では、金融サービスはシンガポール(12%)と香港(9.4%)において最も重要である。

さらに、貸付と証券そしてデリバティブの市場が、過去10年間に急速に成長した。表2は、1985年から1995年の期間におけるいくつかの国々の越境貿易についての情報を提供している。金

表2：金融サービスの国境を越えた貿易
—受取と支出(10億USドル)

	1985		1990		1995	
	受取	支出	受取	支出	受取	支出
オーストリア	0.3	0.3	0.7	0.6	2.5	3.1
ベルギー	0.6	0.6	4.9	3.8	5.6	4.0
ルクセンブルク						
フランス	—	—	—	—	8.1 ¹⁾	8.2 ¹⁾
ドイツ	0.3	0.2	4.5	4.8	11.1	9.4
日本	0.0	0.5	0.1	1.4	0.6	3.0
シンガポール	0.1	0.1	0.1	0.8	0.4	1.0
スイス	1.8	0.1 ²⁾	4.2	0.2 ³⁾	6.9	0.2 ³⁾
イギリス	7.3 ²⁾	0.4 ²⁾	6.1	0.7 ²⁾	9.1 ²⁾	0.7 ²⁾
アメリカ	3.0	2.5	5.0	4.4	7.5	6.2

- 1) 1995年のかわりに1996年。
- 2) 1985年のかわりに1986年。
- 3) 銀行と証券関連業務の支出を除く。

資料：Kono, M., P. Low, M. Luanga, A. Mattoo and L. Schuknecht, "Opening Markets in Financial Services and the Role of the GATS", WTO, 1997.9, p.13.

融サービスの国を越えた輸出の総額は、1995年には、表2の国々全体で500億USドルを越えているが、10年前には150億USドル以下であった。これは、1985年から1995年の間に、金融サービスにおける越境貿易が3倍以上になったことを意味する。

実際のところ、サービス貿易における一般協定(GATS)の確約は、多国間の枠組における政策と金融セクターの改革を強化する。しかし、その確約は、現実の政策以上の自由化をまねく結果となろう。というのは、多国間自由化交渉の重商主義的性格が、金融セクター改革の経済的視点を無視しているからである。不健全な金融サービス部門の外国との競争に対する無謀な開放は、国内の金融産業を損失の大きい全体的失敗に導くから、このことが重要なのである。

それゆえ、この論文では、WTOでの金融サービス交渉の結果を分析し、過去の改革と、韓国

政府によって強化された新しい確約のための新自由化について説明する。

そのためにまず、ウルグアイ・ラウンドから最近の1997年の交渉までの金融サービスにおける多国間交渉の背景を説明する。

Ⅲでは、GATSの主な特徴と金融サービスの当事者によって課せられたルールについて概観する。Ⅳでは、いくつかの表を見ることで、GATSの加盟国による確約における金融部門の現実の公開性について調べる。Ⅴでは、完全なMFNに基づく1995年の実施計画に対する韓国の多数の改善を説明する。そして、Ⅵで結論が示される。

Ⅱ. 背景

1993年のウルグアイ・ラウンド交渉の最後に、金融サービスの交渉は完了せずに残った。市場参入と国家待遇を準備する特別な確約が、金融サービス部門で交わされたとしても、それは交渉を決着させるほど十分に考慮されなかった。同時に互恵性に基づく広範な最恵国(MFN)免除は残った。それゆえ、ウルグアイ・ラウンドの最後に、GATSへの金融サービスに関する第二付帯条項と金融サービスの決定が採択された。交渉はGATSが発効するまで六ヶ月の間行われることになっていた。すなわち、1995年6月末までである。

さらに、1995年の交渉は実際に95年7月28日に決着した。再び、交渉の結果は満足のいくものではなく、次の交渉が1997年に予定されていたので、その合意は「仮の」合意とよばれた。1995年の交渉の結果、29のWTO加盟国が¹⁾、特別確約の実施計画を改善し、かつ／または、

金融サービスのMFN免除の範囲を除去、延期、縮小した。この改善された確約は、GATSの第二議定書に付帯された。他の三ヶ国——コロンビア、モーリシャス、アメリカは、確約を改善しない決定を下し、互恵性に基づく広範なMFN免除をとった。

第二議定書とそれに付帯された確約は、1996年9月1日に発効したが、96年7月1日以前に、国内批准手続きの完成と議定書の公式な受入ができなかった少数の国は除外された。これらの残りの国にとっては、確約は受理後30日で発効する。

交渉は1997年4月に再開された。GATSでの金融サービスの新しく改善された一群の確約は、97年12月12日に合意された。70のWTO加盟国政府を代表する全体で56の確約実施計画と16のMFN免除のリストが、GATSの第五議定書に付帯された。それは、1999年1月29日まで、加盟国による批准と受理に対して開かれている。

52の加盟国政府は議定書を期日までに受理し、その項目に従って、1999年3月1日に議定書に効力をもたせる決定をした。同時にサービス貿易協議会によって、議定書は残る18加盟国に対して99年6月15日まで受理できることが決定された。3月1日以後に受理した加盟国にとっては、議定書は受理によって効力をもつことになる。

さらに、すべての新しいサービスラウンドは、遅くとも2000年までに開始される。²⁾

Ⅲ. 金融サービスにおけるGATSの合意

サービス貿易に関する一般協定(GATS)は、サービスの国際貿易に関する最初の多国間で法

(1) EUは一つと数える。

(2) GATSはさらに交渉を必要とするが、最初の交渉は

5年以内にはじまる。目標は、計画の確約の水準を上げることによって自由化のプロセスをさらに進めるこ

的拘束力をもつ一連の規則であって、ウルグアイ・ラウンドにおいて交渉がなされた。財に關する協定と同じく、GATSは三つの基準で作用する。(i)一般的な原則と義務を含む主文、(ii)特殊な部門を扱う付帯条項、(iii)個々の国々の市場参入を準備する特別確約。³⁾ さらに、協定の総和として、GATSは、どこの国が一時的にMFN原則を適用できないかを示すリストを掲げている。⁴⁾

GATSの基本原則は以下のように説明される。

1. 国際サービス供給

GATSは国際サービス提供の四つの異なる方法を定義している。

- － 国を越えた供給(様式1)：サービスが一国から他国へ供給される
- － 海外での消費(様式2)：消費者あるいは企業が他国でサービスを利用する
- － 商業的拠点(様式3)：外国の会社が他国でサービスを提供するために子会社や支社を設立する
- － 自然人の活動(様式4)：個人が自国から渡航して他国でサービスを供給する

しかし、協定の範囲はサービスの供給に限定されている。例えば、第一国が非居住預金者(第二国からの)の銀行預金を認めるかどうかは、GATSによって決められていない。この場合、GATSは、第二国(非居住者)がその住民に対して預金の海外での消費を許す範囲で適用されるにすぎない。

2. 最恵国(MFN)待遇

MFN待遇のもとでは、ある国がある部門で外国との競争を認めた場合、その部門での同等の機会が、他のすべてのWTO加盟国からサービス提供者に対して与えられなければならない。このことは、その国が、外国の会社の市場参入を認める特殊な確約を、WTOのもとで交わしていなくても適用される。MFNはすべてのサービスに適用されるが、いくつかの特別な一時的免除が認められている。

3. 国内待遇

国内待遇は、外国の会社と自国の会社との同等な待遇を意味する。しかし、GATSでは、ある国が特殊な確約を交わした場合にのみ適用され、例外も認められる。つまり、GATSの規則は、国内待遇が自動的ではなく交渉による権利だという事実によって弱められており、MFN原則は留保権を受ける。一般的例外もまた適用する。⁵⁾

4. 透明性と規制(客観的で合理的)

GATSのもとでは、政府は関連する法律と規制をすべて公開しなくてはならない。2年以内に政府は官僚機構内で照会事項を用意する必要がある。それによって、外国の会社と政府は、どのサービス部門の規制についても情報を得るためにこの照会事項を利用することができる。そして、いかなる規制の変化についてもWTOに知らせなくてはならない。

また、合意した政府はサービスを合理的、客観的、公平に規制すべきである。政府がサービ

とである。

(3)個々の国の確約は、開かれているセクター、そのセクターに与えられている市場アクセスの程度、および国家待遇の制限を掲げてある“実施計画”に見られる。

(4)商品と違い、GATSには第四の特別な要素がある。

(5)例えば、地域協定、支払い問題の均衡、公的秩序と健康。

スに影響する行政決定を下すときには、決定を再調査するための公平な手段を提供すべきである。

5. GATSの定める金融サービス

GATSの金融サービスは、サービスの二つの広いカテゴリーを含む。保険と保険関連のサービスおよび他の金融サービスである。

これら二つのカテゴリーはさらに以下のように分類される。

－ 保険と保険関連のサービス：

これらは、生命と非生命の保険、再保険、ブローカーや代理業のような保険仲介、そしてコンサルタントや保険統計のような補助サービスを含んでいる。

－ 銀行業と他の金融サービス：

銀行業は、預金の受け入れ、あらゆる種類の貸付、支払いと送金などの、銀行によって提供されるすべての伝統的なサービスを含む。

他の金融サービスは、外国為替貿易、デリバティブやあらゆる有価証券、証券引受業、資産管理、決済サービス、金融情報の提供と移転、そして顧問や他の補助業務を含んでいる。

IV. 1997年の金融サービス交渉の 主な結果

全部で56の提案は⁶⁾、1997年12月12日の交渉期限までに提出され、GATSの第5議定書に付帯された。

ボリビア、コスタリカ、モーリシャス、セネガル、スリランカの子五ヶ国は、金融サービスに

おける初めての提案をした。交渉の最後に99のWTO加盟国は、GATSのもとでの金融サービスの確約をかわした。この数は、104加盟国まで増加しGATSの第5議定書は発効した。

交渉の結果、アメリカ、インド、タイは、互恵性に基づく広いMFN免除を引き下げる決定をした。モーリシャス、ハンガリー、フィリピン、オーストラリアのような少数の国は、制限MFN免除に従い、あるいは現行の広いMFN免除を主張した。アメリカは、保険の制限MFN免除にしたがい、WTO加盟国ではたらく保険サービス提供者のアメリカ所有権の強制的譲渡の場合に適用される。

金融情報の提供と移転における現行の確約をもった57の国に加えて、コスタリカ、ホンジュラス、イスラエル、ジャマイカ、マルタ、モーリシャス、ロマンニア、スリランカは、確約の範囲をこれらのサービスにまで拡大した。

以下の四つの表(表3-表5)は、銀行(金融情報の提供と移転のようなサービスも)、証券、保険の三大金融セクターすべてにおける途上国と先進国の交渉結果をまとめたものである。

表に見られるように、1997年の金融サービス交渉における新しい確約は、外国の金融サービス供給者の商業的拠点を大きく認めた重要な改革を含む。これは、地方金融機関の外国所有の制限、商業的拠点の法的形態⁷⁾の制限、現行の活動拡大の制限を廃止または緩和することによるものである。重要な前進は、外国人による全体的ないし多数者支配である外国金融機関の古くから現存する支店や子会社でなされた。⁸⁾

最後に、1997年交渉の主な結果が示唆するのは、アジアの新興国によるGATSの結束は、それらの金融セクターの発展した状態に比べて相

(6)70ヶ国が代表されている。

(7)例えば、支社、子会社、取次店、代理店など。

(8)64ヶ国における外国銀行と59ヶ国における外国証券の既得権は父祖伝来である。

表3：銀行と証券の確約

<p>銀行設立権 (60ヶ国)</p> <p>オーストラリア、アルゼンチン、バーレーン、ボリビア、ブルガリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、ドミニカ共和国、エクアドル、EU (15加盟国)、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、インド、イスラエル、ジャマイカ、日本、ケニヤ、マカオ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ニカラグア、ノルウェイ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロマンニア、セネガル、スロバキア、南アフリカ、スリランカ、スイス、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、アメリカ、ベネズエラ</p>
<p>銀行の100%所有 (35ヶ国)</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、ボリビア、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェコ、エクアドル、EU (15加盟国)、ガーナ、ジャマイカ、日本、韓国、マルタ、モーリシャス、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェイ、ペルー、ポーランド、ロマンニア、スロバキア、スロベニア、ウルグアイ</p>
<p>金融データと情報の提供と移転 (50ヶ国)</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、エクアドル、EU (15加盟国)、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、ジャマイカ、日本、マルタ、メキシコ、マカオ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェイ、パキスタン、ペルー、ポーランド、ロマンニア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スイス、チュニジア、トルコ、アメリカ</p>
<p>証券会社の設立権 (45ヶ国)</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、バーレーン、ブルガリア、カナダ、コロンビア、チェコ、エクアドル、EU (15加盟国)、エジプト、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、日本、ケニア、韓国、マカオ、モーリシャス、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロマンニア、スロベキア、スロベニア、南アフリカ、スリランカ、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、アメリカ、ベネズエラ</p>
<p>証券企業の100%所有 (37ヶ国)</p> <p>オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、チェコ、エクアドル、エジプト、EU (15加盟国)、香港、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イスラエル、日本、ケニヤ、クウェート、マカオ、モーリシャス、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェイ、ペルー、ポーランド、ロマンニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スイス、アメリカ、ベネズエラ</p>

表4：保険における外国投資と国境を越えた活動

100%子会社の許可と支社を通じた参入
オーストラリア（生命保険の支社なし）、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ボリビア、ブルガリア、カナダ、コロンビア、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、マカオ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、セネガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウルグアイ（再保険の支社のみ）、イギリス、アメリカ
100%子会社の許可、支社を通じての参入なし
ブラジル、チリ、インドネシア、ジャマイカ、ニカラグア、南アフリカ、ベネズエラ
多数者支配の許可（9ヶ国）
エジプト（2000年に生命保険に51%、2003年に非生命保険）、ガーナ（60%） ケニア（100%子会社、生命保険は70%外国所有） パキスタン（新しい生命保険は51%、現存は25%） フィリピン（51%子会社、支社なし）、ロマニア（99%子会社、支社なし）、 シンガポール（生命保険で49%、非生命保険子会社） スロベニア（99%子会社、再保険を除く） タイ（支社、49%補助業務、25%生保/非生保）
国境を越えたMAT保険、再保険、仲介の許可（27ヶ国）
オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ
国境を越えた選択的確約（35ヶ国）
仲介： ボリビア、チリ、エジプト、ガーナ、香港、マカオ、スロバキア、チュニジア 再保険： ボリビア、ブルガリア、チリ、コロンビア、キプロス、エジプト、ガーナ、香港、インドネシア、ジャマイカ、日本、ケニア、韓国、マカオ、マレーシア、マルタ、モーリシャス、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロマニア、シンガポール、スロバキア、スリランカ、チュニジア、ウルグアイ、ベネズエラ
MAT（海上、航空、輸送）
ブラジル（運送）、コロンビア、ガーナ、ジャマイカ、日本、ケニア、韓国、マレーシア、マルタ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スロバキア（輸送のみ）、スロベニア、タイ

- * 多数者支配なし：ドミニカ共和国、ホンジュラス、マレーシア、スリランカ、チュニジア
- ** 投資確約なし：コスタリカ、エルサルバドル、インド、クウェート
- ** 国境を越えた確約なし：コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、ホンジュラス、インド、クウェート、ペルー、南アフリカ

表5：保険の市場アクセスの確約

すべての保険サブセクターへの保証された市場アクセス (52ヶ国)
オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニヤ、ルクセンブルク、マカオ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェイ、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、イギリス、アメリカ
年金を含む：チリ、チェコ、エジプト、ペルー、ポーランド、タイ
選択的保険サブセクターへの開放 (14ヶ国)
アルゼンチン（仲介と補助業務を除く） キプロス（仲介と補助業務を除く） ガーナ（仲介と補助業務を除く） インドネシア（補助業務を除く） 韓国（年金と仲介を除く） マレーシア（全セクターでのアクセス制限以外） パキスタン（非生保以外の再保険と生保） セネガル（再保険を除く） シンガポール（仲介での制限確約以外） スロバキア（年金と補助業務を除く） 南アフリカ（補助業務を除く） スリランカ（仲介と補助業務を除く） ウルグアイ（自動車、MAT、輸送、年金、保険統計のみ） ベネズエラ（年金、MAT、補助業務を除く）

* 保険なし：コスタリカ、エルサルバドル、クウェート、インド

対的に限られているということである。これは、一部は、交渉期間中に起こったアジアの金融危機によるものだ。いくつかの先進国は、アジア諸国での金融セクターのさらなる自由化のための領域があるべきだとこぼしている。しかしながら、これらのアジアの国々は、自由な確約をかわしたと考えている。これらの確約のいくつかにおいて、現行の政策はより制限的であり、GATSは新しい自由化をもたらしたことを意味

している。

V. 韓国の新確約における主な改善

ウルグアイ・ラウンドの間、交渉は、確約の基本群を「理解」⁹⁾ の名のもとに定義することで広範囲な自由化をおしすすめようとした。このことは、特に設立によって（様式3）、またいくつかの越境貿易において（様式1と2）¹⁰⁾、

広く基礎づけられた合意を提供することへと導く。多くの先進国は、彼らの確約をいくつかの制限をもった「理解」の上に基礎づけることに合意した。こうして、1997年交渉では、アメリカとEUを含む産業国は、韓国に対して「理解」のもとでの確約に従うことを要求したが、一方韓国は、何段階かの確約をすることを示唆した。

結果として、韓国は1998年1月20日に改善された確約実施計画にしたがった。この計画は、1995年以来実行されてきた最近の改革と自由化の方策を反映しており、完全なMFN基準に基づく1995年計画に対して多数の改善をした。これらの改善は、次のことを含む。¹⁰⁾

1. すべての金融セクター

- － 上場株式の外国証券投資の上限と発行済債権の外国取得の制限の緩和；
- － 1997年8月31日の実施計画に掲げられた金融サービスの市場参入制限のための停止確約の引き受け；

2. 銀行業と他の金融サービス¹²⁾

- － 銀行による社債の発行の認可とスポット外国為替の売りもちポジションに関する制限の緩和
- － 先渡し取り引きに関する書類作成事務の免除と定期性預金の最低残高預入制限の削除
- － 資産規模による世界上位500の銀行間でのランクへの要求を、韓国で支店を開設できるように、除去する
- － 銀行業における外国金融制度の全体所有な

いし多数者所有の子会社を認める

- － クレジットカード会社の支社の設立、金融リースと格付け会社におけるあらゆる形での商業活動、現在の金融情報会社における50%以下の外国参加、を認める

3. 証券

- － 外国人による仲介が認可された証券の種類を拡大する
- － 支店開設が認可されるまで少なくとも1年間、投資信託会社の代理店の開設手続きを除去する
- － 現行の証券会社、証券投資信託会社、および投資顧問会社における外国人持ち株比率の上限の廃止
- － 外国証券投資信託会社の支店と合弁会社、および外国投資顧問会社の支店の設立を認める
- － 現行の証券投資信託会社と投資顧問会社における外国持ち株合計比率の上限の緩和
- － 外国証券会社、証券投資信託会社および投資顧問会社の代理店の設立に関する認可手続きの廃止
- － 証券、証券投資信託および投資顧問の事業における全体所有ないし多数所有の外国金融制度の支社を認める

4. 保険

- － 保険仲介および代理店と同じく生命保険と非生命保険会社の商業活動設立のための経済的ニーズの調査を廃止する
- － 外国持ち株比率に関する制限を廃止し、生

↘ (9)もし確約が“制限”されると、当該国との交渉の後、確約は修正あるいは取り消される。

(10)各国が、外国のサービス供給者に対して、慎重な根拠に基づいて彼らを監視せずにサービス供給の市場に参入することをあまり認めたくないような場合、様式1は制限される。様式2のもとでは、国境を越え

て貿易することは消費者の責任であり、資本勘定移転を必要としない。

(11)1998年1月20日に提出された韓国の新しい実施計画が含まれている。

(12)証券業は除外されている。

命保険の合併会社における複数の外国株主を認める

— 非生命保険における海外からの保険料率見積に関する制限を廃止する

— 外国の非生命保険会社の子会社や合併会社の設立を認める

— 忠実で確実な保険における複占の廃止

— 韓国に設立された再保険会社に与えられた優先権の廃止

— 独立保険代理店の設立を認める

— 以前に認可された代理店に加えて、外国取次会社の商業活動を認める確約

— 外国紛争処理会社と保険統計会社の商業活動を認める確約

さらに、以下の三つの表は、韓国の銀行業（および他の業務）、証券業と保険業における交渉結果を詳しく示している。

VI. 結論

GATSの合意と提供された実施計画は、金融サービスセクターにおける多国間自由化の出発点である。この合意は、多国間システムを強化し、さらなる継続的な多国間自由化の基礎を深めるだろう。金融セクター自由化の多国間結合は、一国は他国とのしかるべき相談なしには確約を引き下げないことを確認すべきだ。多国間紛争処理システムはまた、違いを解決するために加盟国によって利用できる。

この研究では、GATSの主な特徴と金融サービスでの加盟国によって決められたルールの一覧を提供したのち、GATSのもとでの銀行、証券、保険の金融サービス取引の自由化に関する途上国と先進国の交渉の結果を説明した。

さらに、1995年以来補足された最近の改革と自由化の方策を反映する完全なMFN基準に基

づいて韓国によってなされた多数の改善を検討した。

最後に、金融サービス業の自由化についての二つの議論がある。第一の議論は、開かれた金融セクターをもつ先進国と途上国は、閉じた体制をもつ国々よりもはやく成長したようだという。しかし、第二の議論は、アジアの金融危機は部分的には国際的金融サービスセクターによって引き起こされたという。

実際、GATSはWTO加盟国に、投資家を保護し、国内の金融システムの統合と安定を確実にするために慎重な方策をとることを認めている。また、収支均衡と外部金融に深刻な事態がおこったときには、支払い収支と移転の一時的な区別なき制限を利用することを許可している。

それゆえ、この研究で強調したいのは、韓国における金融サービス業の法的、制度的規制を改善することは、非常に重要であるということである。このことは、韓国政府が、マクロ経済政策、国内金融市場への政策介入、金融部門の規制と監督を改善する引き金となるだろう。

REFERENCES

- Bimal, Ghosh, *Gains from Global Linkages Trade in Services and Movements of Persons*, St. Martin's Press, Inc., 1997.
- Claessens, S. and T. Glaessner, "Are Financial Sector Weakness Undermining the East Asian Miracle?", The World Bank, Washington D.C., 1997.
- Goldstein, M. and P. Turner, "Banking Crisis in Emerging Economies: Origins and Policy Options", *BIS Economic Paper* No. 46, 1996.
- Ito, T., and A. Krueger, *Financial Deregula-*

- tion and Integration in East Asia*, The University of Chicago Press, 1996.
- Jackson, John H, *Restructuring The GATT System*, Royal Institute of International Affairs, 1990.
- Jackson, John. H. and Alan. O. Sykes, *Implement the Uruguay Round*, Clarendon Press, Oxford, 1997.7
- Johnston, B., "The Speed of Financial Sector Reform: Risks and Strategies", *IMF Paper on Policy Analysis and Assessment*, 1994.
- Kono, M., P. Low, M. Launga, A. Mattoo and L. Schuknecht, "Opening Markets in Financial Services and the Role of the GATS", WTO, 1997.9.
- Kono, M., and L. Schuknecht, "Financial Services Trade, Capital flows, and Financial Stability", WTO, 1998.11.
- Mattoo, Aaditya, "National Treatment in the GATS; Corner-Stone or Pandora's Box", *Journal of World Trade*, Vol.31, No.1, 1997.2
- Sachs, J., and A. Warner, "Economic Reform and the Process of Global Integration", *Brookings Papers on Economic Activity*, 25, 1995.
- Sauve, Pierre, "Assessing the General Agreement the Trade in Services-Half-Full or Half Empty?", *Journal of World Trade*, Vol.29, No.4, August 1995.
- Sorsa, Piritta, "The GATS Agreement on the Financial Services-A Modest Start to Multilateral Liberalization", IMF (WP/97/5), 1997.5
- Wang, Lei, "Some Observations on the Dispute Settlement System in the World Trade Organization", *Journal of World Trade*, Vol.29, No.2, 1995.4
- Wang, Yi, "Most-Favoured-Nation Treatment under the General Agreement on Trade in Services and its Application in Financial Services", *Journal of World Trade*, Vol.30, No.1, 1996.
- WTO, Services; *The Results of Financial Services Negotiation under the General Agreement on Trade in Services*, 4 March, 1998.

表6：韓国の銀行業確約

供給の様式：1) 国境を越えた供給 2) 外国での消費 3) 商業拠点 4) 自然人の活動

セクターまたはサブセクター	市場アクセスの制限	国待遇の制限
<p>保険を含むこの実施計画にあるすべての金融サービス</p>	<p>(1)、(2)、(3) 韓国は、1997年8月31日のこの実施計画に掲げられた金融サービスにおける市場アクセスに関する制限の停止確約を引き受ける、そこでは特別確約が保証される。</p> <p>金融サービスの国境を越えた供給と消費者運動による供給は、韓国通貨では処理されない。</p> <p>商業拠点の設立後、金融機関は、居住者との韓国通貨での単位または支払いの取引だけを扱う。外国通貨での単位または支払いの取引、あるいは非居住者との取引には認可が必要である。</p> <p>金融機関の資産の管理と運用は制限されている。金融機関は、非商用不動産を所有できない。</p> <p>支社によって所有される資産は、韓国の領域内におかれなくてはならない。本社の資本は支社の積立と貸付の活動の程度を決める基礎としては認識されない。</p> <p>— 需要預金利率は規制される。</p> <p>デリバティブを含むいくつかの新しい金融商品は、認可に従う。</p> <p>— 利率と外国為替自由化とともに、そのような商品はさらに広く許され、関連の法と規制に従う。</p>	<p>(1)、(2)、(3) 韓国は、1997年8月31日のこの実施計画に掲げられた金融サービスにおける国待遇に関する制限の停止確約を引き受ける、そこでは特別確約が保証される。</p>
(1)銀行業	<p>(1)制限なし (2)制限なし (3)〈銀行業務の水平的制限〉</p>	<p>(1)なし (2)なし (3)なし</p>
(i)預金と関連業務	<p>資産規模または代理店からみた世界の上位500銀行にランクされる外国銀行の支店だけが、許可される。</p>	

セクターまたはサブセクター	市場アクセスの制限	国待遇の制限
(ii)貸付と関連業務 (iii)支払いとクレジットカードを含む貨幣移動 (iv)決算と清算業務 (v)外国為替業務 (vi)銀行の補助業務： - 商業手形の販売 - 貿易手形の販売 - 相互分割預金 - 支払い保証と確約 (vii)信託業務	<p>人は、関連当局の特別の許可なしに、銀行の株式の4%まで、地方銀行の株式の15%までを所有してよい。</p> <p>外国為替ポジションは規制される。</p> <p>スポット外国為替の売りもちポジションは、500万USドル、あるいは資本の3%（より大きい方）</p> <p><預金と関連業務の制限></p> <p>定期性預金の満期は30日以上。</p> <p>住宅予約のような特別な目的のための預金は、指定機関によってのみ扱われる。</p> <p><貸付と関連業務の制限></p> <p>外国通貨貸付は、上限と利用の観点から制限されている。</p> <p>中小規模の会社に対する強制貸付が要求される。</p> <p><外国為替業務の制限></p> <p>基礎取引と書類作成手続きは、外国為替取引に適用される。</p> <p>基礎の書類作成手続きは、先渡し取引の場合には免除される。</p> <p><信託業務の制限></p> <p>不動産信託ビジネスは禁止される。</p> <p>信託業務を扱うために本社が自国で認可される条件のもとで、主な銀行業務以外の業務に携わるための金融委員会からの承認と、信託業務を扱うための大蔵省からの承認の両方が必要である。</p>	(4)全セクターに掲げられたもの以外はなし

セクターまたはサブセクター	市場アクセスの制限	国待遇の制限
(2)クレジットカード	<p>(4)全セクターに掲げられた以外は制限なし。</p> <p>(3)商業拠点は、クレジットカードサービスを扱う外国の供給者に対して許可される。</p> <p>カードローンのような手段によるクレジットカード会員への貸付は制限されている。</p> <p>最大制限が手数料や利子率などの種々のレートに適応される。</p>	
(3)金融リース	(3)なし	
(4)信用格付け	(3)信用格付け会社は関連当局によって指定されなければならない。当局は、非保証社債や商業手形を発行しようとする会社の格付けを査定する。	
(5)信用情報	(3)現行の金融情報会社における50%以下のエクイティ参加以外は制限なし。	

表7：韓国の証券確約

セクターまたはサブセクター	市場アクセスの制限	国待遇の制限
<p>(1)証券業</p> <p>証券に関連するサービス</p> <p>(i)売買</p> <p>(ii)仲買</p> <p>(iii)引受</p> <p>(iv)証券貯蓄</p> <p>(v)信用譲渡</p> <p>(2)証券投資信託</p>	<p>(1)制限なし</p> <p>(2)制限なし</p> <p>(3)外国証券会社の代理店、支社または合弁会社のみ許可される。 代理店は事前通告によって設立される。</p> <p>株式会社として設立される合弁会社では、外国のエクイティ参加は40%以上50%以下でなくてはならない。</p> <p>合弁会社に複数の外国株主がいる場合、少なくとも一株主はエクイティの20%以上をもっていなければならない。 国際金融組織はエクイティの5%以下をもってよい。</p> <p>外国証券会社による国内証券会社におけるエクイティ参加は、合計50%以下に制限される。</p> <p>外国人のための仲介は、この計画の全セクターに列挙された外国投資にあてられた証券に限られる。</p> <p>上限と活動条件は、(iv)と(v)のもとに掲げられた業務に適用される。</p> <p>(4)全セクターに指示された以外は制限なし。</p> <p>(3)外国所有が外国証券投資信託会社の50%以下の代理店、支社、合弁会社のみが許可される。 代理店は事前通告によって設立される。</p> <p>支社には、少なくとも一年間代理店が先んじるべきである。</p>	<p>(1)制限なし</p> <p>(2)制限なし</p> <p>(3)なし</p> <p>(4)全セクターに指示された以外は制限なし。 幹部職員は韓国内に居住しなければならない。</p>

セクターまたはサブセクター	市場アクセスの制限	国待遇の制限
(3)投資顧問業	<p>現行の国内証券投資信託会社における外国証券投資信託会社によるエクイティ参加は、合計50%以下に制限される。</p> <p>国内10大企業集団との新規または現行の合併会社における外国証券投資信託会社によるエクイティ参加は、外国会社の30%までに制限される。</p> <p>(3)外国投資顧問会社の代理店と支社だけが許可される。代理店は事前通告によって設立される。</p> <p>現行の国内投資顧問会社における外国投資顧問会社によるエクイティ参加は、合計50%以下に制限される。</p>	

表 8 : 韓国の保険確約

セクターまたはサブセクター	市場アクセスの制限	国待遇の制限
(1)生命保険業	<p>(1)制限なし</p> <p>(2)制限なし</p> <p>(3)外国生命保険会社の代理店、支社、子会社、合併会社が許可されている。韓国生命保険会社との合併会社の設立は許されていない。</p> <p>販売員を含む保険業務員の募集と雇用は制限されている。</p> <p>(4)全セクターに指示された以外は制限なし。</p>	<p>(1)制限なし</p> <p>(2)制限なし</p> <p>(3)なし</p> <p>(4)全セクターに指示された以外は制限なし。幹部職員は韓国内に居住すべし。</p>
(2)非生命保険業	<p>(1)海上輸出入貨物と航空の保険を除いて制限なし。</p> <p>(3)外国非生命保険会社の代理店、支社、子会社、合併会社が許可されている。韓国非生命保険会社との合併会社の設立は許されていない。</p> <p>販売員を含む保険業務員の募集と雇用は制限されている。</p>	
(3)再保険業	<p>(3)直接保険会社は、非生命保険業に関する区分(10)の制限に従うサービスの提供に参加してもよい。</p> <p>(4)全セクターに指示された以外は制限なし。</p>	
(4)保険仲介と代理業	<p>(3)代理業のみ許可。</p> <p>(4)全セクターに指示された以外は制限なし。</p>	
(5)紛争処理業	(3)制限なし	
(6)保険統計業	(3)制限なし	

